

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

事業再構築計画の認定基準が明らかに

Q : 産業再生法の事業再構築計画の認定基準が明らかになったようですが、どのような内容でしょうか。

A : 認定基準として、自己資本当期純利益率の上昇、有形固定資産回転率の上昇、従業員1人当たりの付加価値額の上昇、の3つの基準が設けられました。

【解説】

通産省はこのほど、いわゆる産業再生法に定められた税制特例等の適用要件となる「事業再構築計画」等の認定要件等を明らかにしました。

それによると、メインとなる「事業再構築計画」の認定基準には、①自己資本当期純利益率（当期純利益金額／自己資本額）の2ポイント以上の上昇、②有形固定資産回転率（売上高／有形固定資産の帳簿価額）の5%以上の上昇、③従業員1人当たりの付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の和）の6%以上の上昇、の3つが掲げられています。

事業者は、原則としてこのうちの1つを満たせば、「事業再構築計画」について主務大臣の認定を受けることができます。

ただし、事業再構築に伴って各種の優遇措置の適用を受けるためには、まず、「事業再構築計画」全体について認定を受けることが大前提で、その上で、さらに事業者の行った行為が「事業構造変更行為」や「事業革新行為」などに該当しなければなりません。

